特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和４年10月28日において次の要件を満たすものとする。

①　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐又は㋑の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

㋐　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の構造体の耐震（免震に限る。）改修工事

㋑　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の免震構造の建築物の新築又は増築工事（躯体、外装及び内装を含むものに限る。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者、他の構成員のそれぞれが上記㋐又は㋑のいずれかの施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

上記㋐、㋑の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「総務省第二庁舎㉒建築改修その他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度を有効期間とする国土交通省の地方整備局（港湾空港関係）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る申請方法については別に公示する。

令和４年10月３日

国土交通省

東北地方整備局副局長　安部　賢
関東地方整備局副局長　石橋　洋信
北陸地方整備局次長　杉野　浩茂
中部地方整備局副局長　佐々木淑充
近畿地方整備局副局長　中村　晃之
中国地方整備局副局長　中﨑　剛
四国地方整備局次長　小林　知宏
九州地方整備局副局長　杉中　洋一

◎調達機関番号　020

◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、40

１　工事種別及び業種区分

⑴　建設工事　建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

①　空港等土木工事（土木一式工事）
②　港湾土木工事（土木一式工事）
③　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
④　空港等舗装工事（舗装工事）
⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務

測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。

①　測量・調査
②　建設コンサルタント等

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、その申請者の本店所在地にかかわらず、令和４年12月１日から令和５年１月13日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は、令和４年12月１日から令和５年１月13日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp